

平成20年度

保育所入所のご案内

平成20年度の保育所入所の申込書受付は、下記の要領で実施します。
入所の申し込みをされる方は、この案内書をよくお読みのうえ、必要書類を提出してください。

1 認可保育所とは

認可保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、集団保育を経験させたいなどの理由だけでは、保育所への入所はできません。

2 保育所へ入所申請ができる基準

保育所に入所申請ができるのは、鹿屋市に住んでおり、集団保育の可能な児童で、保護者等が下記の事情（どれかひとつに該当すれば可）により児童の保育ができないと認められる場合です。

項目	内容	摘要
家庭外労働	保護者が家庭の外で仕事をするを常態としている場合（大学や職業訓練校に通学又は内定している場合を含む）	1日4時間以上 かつ 1か月13日以上 の勤務等が必要です。
家庭内労働	保護者が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするを常態としている場合	
出産等	妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合	予定日の2か月前から出産後6か月の間、入所できます。
保護者の病気・障害	保護者が、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合	
病人の看護	長期にわたり疾病の常態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時看護している場合	
家庭の災害	火災、風水害及び地震などにより被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	
求職中	保護者が求職活動をしている場合（新年度当初の申込みはできません）	入所できる期間は、1か月間となります。
その他	上記に類する状態にある場合	

60歳未満の祖父母と同居している場合は、祖父母も上記の基準のいずれかに該当しなければ、保育所への入所はできません。（家庭調査票（入所申込書別表）に、その状況を記入してください。）

3 申込書の受付

新年度当初入所申込み分

受付期間 平成19年11月26日(月)～平成19年12月27日(木)【必着】

提出先

- (1) 本庁及び各総合支所 → 本庁子育て支援課又は各総合支所健康福祉課へ提出してください。
- (2) 保 育 所 → 現在入所中の児童で、引き続き同じ保育所への入所を希望される場合は、保育所で申込みの代行を行いますので、現在入所中の保育所へ提出してください。

受付期間内においては、先着順という取扱いはしません。したがって、平成19年11月26日受付分と平成19年12月27日受付分の取扱いは同じとなります。

年度途中入所申込み分

随時、本庁子育て支援課又は各総合支所健康福祉課で受け付けます。
なお、基本的に入所申込み順に入所決定することとなります。